

これまでの取組の問題点と 活動強化の方向性

2013年12月

原子力発電環境整備機構（原環機構）

Nuclear Waste Management Organization of Japan (NUMO)

1. これまでの取組に対する反省(1)

- 公募制(及び国による申入れ制)の下で、国、電力事業者とも連携しつつ、その時々課題に対応してきたが、結果的には成果に結び付けることができなかった。

[公募制を採用した理由、経緯]

- ① 地域の自主的な判断を最大限に尊重するとの観点から、NUMOとして採用を決めたもの。
- ② 2001年に国の審議会においてNUMOが説明し、了承を得るとともに、2007年の審議会においても公募を基本とすることが再確認されている。

- NUMOのこれまでの取組には、次のような問題があったと反省している。

(1) 立地活動

- ① 地域に出向き、説明会・見学会などを実施してきたが、多くは問い合わせなどに対応した受身のものであり、自ら積極的に新たな地域を開拓する努力に欠けていたのではないか。
- ② 関心地域でのオープンな議論ができなかったため、地域における広がりをもった理解の醸成、信頼関係の構築につながらなかった。また、地域での理解醸成に向け、関心を有する方々をサポートしていく取組・体制も不十分であったのではないか。

(2) 広報活動

- ① マスメディアを通じた広報や草の根的な活動などを実施してきたが、NUMOの役職員自らが国民に訴えかけるような取組はまだまだ不十分であったのではないか。
- ② 立地活動との連携という意識が欠けており、立地活動と一体となった戦略的な対応ができていなかったのではないか。

1. これまでの取組に対する反省(2)

(3) 技術開発

- ① 事業者として必要と考える技術開発に対し予算を投入し、「地層処分事業の安全確保(2010年度版)」をまとめたが、国民の信頼を得るに足る技術力を示すには至っていないなど、説得力ある内容とはなっていないのではないか。
- ② 技術開発成果を報告会などで公表してきたが、安全性への信頼を一般の国民から得るためにわかりやすく情報発信するという点で、十分ではなかったのではないか。

(4) 組織運営

- ① 組織全体としての中期の目標設定がなく、その目標達成のための具体的なアクションプランも明確ではなかった。そのため、経営陣のリーダーシップの下、組織一体となって前進していくという推進力に欠けていた。
- ② 第三者の評価を受け、活動を改善していく仕組みが欠けていたため、取り巻く状況の変化に迅速、的確に対応できなかったのではないか。



自ら考え、自ら汗をかく姿勢が必要ではないか。



2. 反省を踏まえたNUMOの活動強化策(1)

[今後の立地選定プロセスのあり方]

- 複数地点において建設的な協議を重ねていたが、東日本大震災により中断せざるを得なかった。
- 東日本大震災後の立地選定プロセスのあり方を考えた場合、以下の2点が必要。

- ① 科学的に適性の高い地域の選定(透明性の確保が必要)
- ② 住民による冷静な議論の場

[今後の活動強化の方向性]

- このような立地選定プロセスを取り入れることにより、限定された“より適性が高い地域”に、経営資源を集中的に投入し、透明性を確保しつつ、より幅広い方々との対話活動が可能となる。
- 積極的に地域での対話活動を進めていくために、以下の強化策を重点的に推進していく。

- I. 中期事業目標の設定とアクションプランの策定
- II. 組織、体制の強化と経営陣の強力なリーダーシップの発揮
- III. 第三者評価制度の導入(評議員会の機能強化等)

2. 反省を踏まえたNUMOの活動強化策(2)

I. 中期事業目標の設定とアクションプランの策定

II. 組織、体制の強化と経営陣の強力なリーダーシップの発揮

- 国の新たな政策展開を踏まえ、これまでの「実施計画」(5年毎に改定する最終処分計画にあわせて策定する計画)を改め、立地選定の進展に向けたNUMOの中期事業目標とそのためのアクション・プランをスケジュールと共に示す“ミッション・ステートメント”として策定・公表し、内外から評価を受ける。
- そのうえで、毎年度の事業についても、「実施計画」の実現に向け、立地選定に真に資する取組に厳選し進めることとし、これまでの総花的な「事業計画」(年度毎)を改める。
例えば、精密調査段階に必要となるような技術開発に現時点で予算・人員を投じるのではなく、地層処分の技術的信頼性を国民に訴えるための包括的技術報告書(セーフティ・ケース)の策定に注力。
なお、当該「事業計画」についても、内外からの評価を受ける。
- ミッション・ステートメントの実現に向け、組織・体制をリストラクチャリングし、電力会社の協力を得つつ、組織を挙げて取組を推進。理事長をはじめとする役員の経営責任を明確化し、結果について責任を取る。

III. 第三者評価制度の導入(評議員会の機能強化等)

- NUMOの運営に関する第三者的な諮問機関である評議員会について、開催頻度を増やす等により、これまで以上に積極的に活用し、NUMOの取組に対する評価機能を強化する。
- 加えて、包括的技術報告書の策定等を通じ、NUMOの取組について積極的に外部の評価を受ける。

特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画

平成 20 年 4 月

原子力発電環境整備機構

原子力発電環境整備機構（以下「機構」と略す。）は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成 12 年法律第 117 号）及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（平成 20 年経済産業省告示第 44 号）に従って策定した以下の実施計画にそって業務を遂行する。その遂行にあたって、機構は、安全性の確保を大前提としつつ、確実に進めていくものとする。また、機構は、必要かつ十分な情報公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、特定放射性廃棄物の最終処分その他原子力に関する広報の充実、強化により、全国及び関係住民の方々の理解と協力を得るよう努めるものとする。

一 最終処分を行わなければならない特定放射性廃棄物の量及びその見込み

第一種特定放射性廃棄物として見込まれる約 4 万本以上及び第二種特定放射性廃棄物として見込まれる約 18,100 m³を最終処分する。

二 特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の種類、規模及び能力に関する事項

1 一の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量

- ① 前号の特定放射性廃棄物の最終処分は、平成 40 年代後半を目途として開始する。
- ② 現在建設中の六ヶ所再処理施設の本格稼働時における第一種特定放射性廃棄物の年間発生量等を勘案し、最終処分の開始後、年間約 1 千本を最終処分する。また、最終処分の開始後、最終処分される第二種特定放射性廃棄物の量は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の当該廃棄物の発生量等を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる量とする。

2 最終処分施設の種類、規模及び能力

- ① 最終処分施設は、特定放射性廃棄物の搬送用の設備、埋設用の坑道、受入施設、検査施設、特定放射性廃棄物を容器に封入するための施設、換気施設、排水処理施設、管理事務所その他の管理施設等から構成するものとする。
- ② 第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、4 万本以上の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。また、第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模は、19,000 m³以上の第二種特定放射性廃棄物を最終処分することができる規模とする。

- ③ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、年間約 1 千本の第一種特定放射性廃棄物を最終処分することができる能力とする。また、第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の能力は、当該最終処分の開始時点において貯蔵されている第二種特定放射性廃棄物の量や、それ以降の第二種特定放射性廃棄物の発生量を勘案し、操業期間中にそれらの廃棄物を計画的に最終処分することができる能力とする。

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

概要調査地区等の選定については、おおむね、次のような計画に従い、行うものとする。なお、第一種特定放射性廃棄物と第二種特定放射性廃棄物をそれぞれ別の最終処分施設建設地で最終処分する方法も、また、同一の最終処分施設建設地に併置して最終処分する方法も可能である。機構は、関係住民の方々の理解を前提に、概要調査地区等の選定過程を通じて、処分する方法を決定するものとする。

- 1 機構は、文献調査を実施した後、概要調査を実施し、平成 20 年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成 40 年前後を目途に最終処分施設建設地を選定するものとする。
- 2 機構は、最終処分施設において、別に法律で定める安全の確保のための規制に従い、最終処分施設を建設し、平成 40 年代後半を目途に最終処分を開始するものとする。

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離する「多重バリアシステム」により実施するものとする。

最終処分の実施の方法の詳細、最終処分施設の閉鎖までの期間及び閉鎖後の措置等については、最終処分の安全の確保のための規制に関する法律やその他国における規制に関する検討等を踏まえ、決定していくものとする。

五 その他

- 1 機構は、特定放射性廃棄物の最終処分の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とした技術開発を行うものとする。
- 2 機構は、最終処分の実施については最新の知見を十分反映して行うものとする。

以上